公 職 選挙 法 の -部を改正する法 律案 (金丸信君外六名提出) 及び公職選挙 法 ∅)— 部を

改正する法 律 案 田田 邊誠君外六名提出) に 関連する法 律上 \bigcirc 諸問 題に 関する質 問 主意

書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十二月七日

出者 安倍 基雄

提

院議長坂田道太殿

衆

議

公 職 選 挙 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 **金** 丸 信 君 外 六 名 提 出 及 び 公 職 選 挙 法 \mathcal{O} 部 を

書

改

正す

る

法

律

案

田

邊

誠

君

外

六

名 提

出)

12

関

連

す

る

法

律

上

0

諸

間

題

に

関

す

る

質

間

主

意

会に た 挙 対 ょ 7 公職 1 ま う う す て、 法 わ 選 非 な る お \mathcal{O} り、 難を 挙 玉 法 通 7 律 常 て 部 法 民 こう を改 審 の 一 本法案審 \mathcal{O} 上 \mathcal{O} 信 法 議 \mathcal{O} 部 む 中 頼 瑕 案 正 す る کے で を を改正する法律案 疵 議 可 失 そ あ る が 法 能 \mathcal{O} る \mathcal{O} わ 1 参考 が 質 律 性 L さ さ 案 が め を とい これ 異 あ か ることと (田邊誠君外六 る で に た · ら 一 : کے ŧ す L 危惧 る 存 (金丸信君外六名提出。 た な 法 在 ŧ いする 案 ١ ر る。 す \mathcal{O} 0 る は、 で 名提 で、 とす あ t 本 る。 0 員 ١, 出。 速や ず で は、 れ あ 以 ば 従 れ り、 ک つて、 か ŧ 下 に れ 議 議 「野党統一 御 員 次 5 員 これ 提 以下 口 \mathcal{O} <u>\f\</u> 法 . 答 出 諸 案 法 あ 点 5 で が \mathcal{O} 「六・六案」という。) 案」という。)が、第 あ 5 に 権 \mathcal{O} ŋ , れることを要請 0 後 法 威 をそ **,** \ 月 案 て、 また、 に、 ک 違 内 憲 な 後 そ 閣 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 11 日 \mathcal{O} 法 問 \mathcal{O} 及 す 見 ま 題 重 で \bigcirc Ź び とさ た 要 解 あ \equiv も の 公 をう 性 玉 0 職 た 会 に 口 れ

け

لح

に

る

玉

お

選

であります。

+

年

七

月

+

七

日

最

高

裁

判

所

。 以

下

最

高

裁

لح

7

う <u>。</u>

大

法

廷

は、

次の

趣

旨

 \mathcal{O}

判

決を行

0

た。

衆 議 院 議 員 \mathcal{O} 選 挙 区 域 別 定 数 は、 公 職 選 挙 法 別 表 第 及 Ű 附 則 に示 され ているところ、 昭 和 六

効 移 則 L わ は \mathcal{O} کے に反 速やか 7 動 裁 れ 適 言 等 量 現 7 当 そ Ļ 権 行 わ お に、 とし で な 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 な ず、 後 違 け 当 数 憲 て 1 れ \mathcal{O} 該 と言 許 従 変 に \mathcal{O} ば 規 で、 容 関 な 化 つ 定 うべ て、 に できる す 5 る規・ \mathcal{O} な ょ 1 きで 是 わ 違 ŋ 1 0 正 違 定 ゆ 憲 範 を行うべ 憲 は 囲 る な あ L کے る。 事 定 を か 情 数 な 超 選 L ま 挙 判 な 0 え 規 きで た、 て 決 定 た 区 が 場場 制 お ら、 \mathcal{O} \mathcal{O} 当 り、 間 ある。」 度 ŧ 合、 現 لح 該 に \mathcal{O} 基 お に 合 規 在 憲 法 け ک 定 礎 行 理 第 る 一 的 が に \mathcal{O} わ あ 法 + 選 れ 期 る 票 挙 た 間 制 兀 法 条 を 昭 内 定 \mathcal{O} 理に 当 持 12 無 和 に 効と 修 時 規 0 五 重 ょ + 合 定 正 要 つ す す 憲 八 して て べ 性 年 で ること <u>+</u> <u>-</u> きところ、 に 無効とは あ 7 つい つたとし る 月 は 「法の下の平等」 ての \mathcal{O} L 諸 選 ک 格 ても、 な 般 挙 差が 0) 7 \mathcal{O} は 事 修 が 情 人 本 正 \mathcal{O} 玉 来 \Box が 玉 か 会 会 行 原 \mathcal{O} 5 無

前 記 法 案 は、 0 最 高 裁 判 決 をう けて、 違 憲 状 態 \mathcal{O} 是 正 を 目 的 لح L て 提 出 さ れ た ŧ \mathcal{O} で あ る

が 次 \mathcal{O} 諸 点 12 お 1 て、 そ \mathcal{O} 法 律 上 \mathcal{O} 性 格 を 明 5 か 12 す ベ き で あ る لح 思 料 さ れ る。

公 職 選 挙 法 別 表 第 に は 選 挙 区ごとの 議 員 定 数 は 五 年ごとに、 直 近 に 行 わ れ た 国 勢 調 査

調 査 \mathcal{O} 結 果 に 基 づ < 人 П 統 計 によることが `` 最 も適 切切 で あ るとの 趣旨 に ょ る ŧ \mathcal{O} と 考え 5 れ

る。

 \mathcal{O}

結

果

に

ょ

つ

て、

更 正

す

る

0)

を

例とする」と付

記され

て

, \

る。

これは、

定数是

正

が

直

近

 \mathcal{O}

玉

勢

報 に 本 玉 ょ 会 り 直 公 表 近 さ \mathcal{O} 玉 れ 勢 ることと 調 査 は な 本 0 て 年 + 1 る 月 が 日 速 現 在 報 で 値 行 と 確 わ 定 れ た。 値 لح そ \mathcal{O} \mathcal{O} 誤 差 速 報 は 殆 値 は、 ど な く 本 年 十二月 速 報 値 を 下 旬 玉 会 官

が 定 数 是 正 \mathcal{O} 基 礎 と L て 使 用することに 0 7 7 は 何 等 間 題 \mathcal{O} な 1 こと が 政 府 当 局 に ょ 0 て 確

認されている。

従 つて、 速 報 値 公表 後は、 前記 選挙法 の 規 定 及び 最 高 裁 判決 0 趣旨 か ら、 定数是正 は、 新

7 数 値 に ょ るべ きで あ る لح 思 わ れ る が どう カン

十 二 月 下 旬 \mathcal{O} 速 報 値 \mathcal{O} 公 表 は、 + 月 日 現 在 に お け る 人 П を 確 認 す る 行 為 で あ る と解 す Ž き

であると思われるがどうか。

ŧ し、 \mathcal{O} 公表 され た人 П と、 前 記 定 数 配 分規定とか ら、 最高 裁 判 決 0) 指 摘 す る違 憲 状 態 が

明 5 か 12 な るとす 'n ば、 ک 0 違 憲 状 態 は、 十 二 月 下 旬 \mathcal{O} 公 表 \mathcal{O} ときに 始 \Diamond Ź 生じ る 0 で は な

+ 月 日 \mathcal{O} 時 点 で 既 に 生じ て *(* \ ることが 確 認 さ れ る \mathcal{O} で あ ると考えるべ きと思 わ れ る が J.,

うか。

前 記 公 表 が 確 認 行 為 で あ る とす る な 5 ば 昭 和 六 + 年 + 月 日 以 降 12 行 わ ħ る 改 正 は 昭 和

五 + 五 年 \mathcal{O} 玉 勢 調 査 \mathcal{O} 結 果 に ょ 0 7 で は な < 公 表 がごく 近 < 行 わ れ ることを 勘 案 す れ ば 本

来 \mathcal{O} 公 表 を 待 0 7 行 わ れ る べ きで あ ると 思 わ れ るが どう か

三 昭 和 五. 十三年 九 月十三 日 \mathcal{O} 東 京 高 等 裁 判 所 判 決、 及 び 昭 和 五. 十八年 $\dot{+}$ 月 七 日 \mathcal{O} 最 高 裁 大法

計 是 廷 1 ることが そ に る 正 \mathcal{O} \mathcal{O} お た 他 け を る れ 8 + 勘 判 は \mathcal{O} 分 案 改 決 予 す 昭 中 正 測 れ 和 法 \mathcal{O} ば 五. 横 法 れ 井 + 大三 法 律 年 制 第 1 \mathcal{O} 改 六 裁 定 当 + 判 正 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 時 が 官 号) カン ほ 既 昭 か カ わ 12 和 が 名 兀 ず、 票 + 制 \mathcal{O} 裁 \mathcal{O} 五. 定 格 判 法 年 当 差 \mathcal{O} 時 官 定 が 既 玉 \mathcal{O} が 勢 少 玉 に 行 会 数 調 違 わ \mathcal{O} 憲 意 査 裁 見 れ \mathcal{O} で 結 に 量 あ 果 権 お 0 た \mathcal{O} を 7 て、 範 使 لح 理 用 用 1 昭 を う L 判 超 7 和 え お 断 五 り、 る + が 事 1 下 年 さ る。 例 他 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} \mathcal{O} れ 統 生 7 数

ľ

さ

7

る

に

Ł

5

制

た

こと

を

由

とし

7

 \mathcal{O} な 八 見 年 昭 1 和 解 が 及 び 五. が + ___ 玉 昭 年 勢 部 和 調 六 \mathcal{O} に 改 お 査 + 実 年 1 正 法 7 施 \mathcal{O} 最 は、 表 前 高 明 に さ 裁 玉 行 勢 \mathcal{O} れ わ て 大 調 n 法 査 た 1 廷 法 ること \mathcal{O} 改 行 \mathcal{O} 正 多 わ は に 数 れ 意 る 注 0 \equiv 目 1 見 て に は 力 さえ 値 月 す あ 前 る。 ŧ え \mathcal{O} 7 同 立 同 年 法 改 七 そ 正 月 に を \mathcal{O} 違 ŧ 成 憲 <u>\f</u> \mathcal{O} が な L 立 7 違 法 憲 1 る。 لح で 判 あ 定 昭 0 た 和 L 7 五. لح + 11

L た 今 後 口 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 改 議 正 で 法 あ 案 り、 \mathcal{O} 審 ま 議 た は 本 年 昭 和 九 月 二 五 + 日 年 現 \mathcal{O} 在 場 合 \mathcal{O} لح 有 権 異 者 な り、 数 \mathcal{O} 既 調 に 査 本 \mathcal{O} 結 年 果 + 及 月 び ___ 各 日 県 に 単 玉 位 勢 で 調 公 査 表 が され 完 了

0 場 合、 本年 十二月下旬 以降 のこれら法 案 の成立を、 故意に国勢調 査 の結果を無視 た

どう思

う

か。

Ł *(*) とし て 判定するなら ば、 十月 日 以 降 十二月下 · 旬 ま で 0) 同 法 案 0) 成 <u>寸</u> を、 刑 法 上 \mathcal{O} 概 念

を 援 用 L て、 未 必 0) 故 意」 に 基づく ŧ 0) と 判 定 す る 口 能 性 が あ ると考えるがどう思う か

匹 ŧ し、 最 高 裁 が 法 制 定 当 時 既 に 違 憲 で あ ý, 玉 会 が .. こ の 事 実 を知 りなが 5 法 制 定を 敢 え て

行 つた」 と 判 示 Ĺ た場合、 玉 民 \mathcal{O} 議 員立法に 対 する信 頼 を傷 つけ、 玉 権 \mathcal{O} 最 高 機 関 とし て 0) 玉

会の権威を失墜することになると考えるがどう思うか。

ま た、 最 高 裁 が 玉 |会に対 して 違 憲 状 態を放置 した」 と 判 示するより ŧ, 違 憲 状 態

を

認

識

し、 ま た は 認 識 L 得 る 状 況 に あ り な が ら、 法 制 定 \mathcal{O} 際 故 意 に そ \mathcal{O} 事 実 を無 視 L た کے 判 示 す

ること 0) 方 が ょ り 重 大 な 意 味 を 持 ち、 <u>\\</u> 法 府 と 司 法 府 と 0 対 <u>\frac{1}{12}</u> を 決 定 的 な 5 L 8 る お そ れ が

あると考えるがどう思うか。

右質問する。